

居宅訪問型児童発達支援を開始しました

あいあいセンター・西部療育センター・東部療育センター・あゆみ学園

これまで、障がいにより外出が困難で在宅で過ごすお子さんへの支援は、障がい児等療育支援事業として、月1回1時間程度、ご自宅にうかがい、保育やリハビリの提供を行ってきました。

児童福祉法の改正により、平成30年4月に「居宅訪問型児童発達支援」という新しい支援事業が創設され、あいあいセンター、西部療育センター、東部療育センター、あゆみ学園で開始しました。

“居宅訪問型児童発達支援”とは？

〈対象〉

重症心身障がい児などの重度の障がい児で、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児



- 人工呼吸器を装着している等の医療的ケア児
 - 重い疾病のため、感染症にかかるおそれがある状態にある場合
- で外出が著しく困難な障がい児も含まれます。

〈支援内容〉

保育士等の職員がご自宅を訪問して、児童発達支援等の支援内容を提供します。

季節の歌、親子遊び、布遊び、体操、布ブランコ、紙芝居、感覚遊び、オイルマッサージ、光遊び、楽器遊び、誕生日会…などを行っています。

〈利用までの流れ〉

1. 相談
2. サービス等利用計画書作成
3. 給付決定申請
4. 受給者証受取
5. 契約
6. 利用開始



本人（保護者）の意向、希望や特性等を踏まえて「個別支援計画書」を作成し、それに基づいて保育を行います。

保護者と目標を確認することで、遊びの意義などを知ってもらう機会にもなっています。

～基本的な支援の流れ(例)～

15:00 自宅に到着



手洗い



体調の聞きとり



今日の保育内容を説明

配慮点や禁忌事項がないか確認



保育



次回の日程確認



16:00 終了



途中、医療ケアが必要な場合は保護者が行います。

年中児・年長児については、就学に向けての学習会や学校見学の案内、就学相談会にあたっての資料作成等も行っています。

